

獨協大学弓友会会則

第1章 名称及び事務所所在地

第1条 本会は獨協大学弓友会と称する。

第2条 この会の事務所を、埼玉県草加市学園町1-1獨協大学體育會弓道部におく。

第2章 目的

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、会員と母校弓道部との連携を緊密にし、獨協大学體育會弓道部の事業遂行並びに発展に協力することを目的とする。

第3章 会員

- 第4条
- 1 本会の会員を別けて正会員、名誉会員、準会員とする。
 - 2 正会員は、獨協大学在学中を通じて體育會弓道部に在籍し、卒業した者とする。
なお、中途退部した者のうち、本会に加わることを希望する者は役員会の承認を得たのち、正会員となることができる。
 - 3 名誉会員は、正会員以外で獨協大学體育會弓道部の部長・師範・監督等、弓道部の事業遂行に参画する職務に就いた者とする。
 - 4 準会員は、獨協大学體育會弓道部の在籍者とする。

第5条 名誉会員及び準会員は、議決権、選挙権、被選挙権を有しない。

第4章 会員の資格の喪失・復活

第6条 会員は次の事由が発生した場合、役員会に諮り資格を喪失する。

- 1 退会
- 2 死亡
- 3 この会の名誉を傷つけ、または、この会の目的に反する行為のあったとき。

第7条 資格の復活においては、役員会に諮り、会長が決定する。

第5章 役員

第8条 本会には次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名以内
理事	若干名（15名以内）
会計監査	2名

第9条 理事は、会員の推薦を受け、総会において選出する。

会長、副会長、会計監査は理事の中から選出し、総会において承認を受ける。

第10条

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は代行する。
- 3 理事は、総務、広報、会計などの会務を分担し、本会の運営に当たる。
- 4 会計監査は本会の会計を監査する。

第11条

- 1 役員の任期は総会から次期総会までの概ね2年間とし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員を生じ会務に支障のあるときは、第8条の規定に従い、必要に応じこれを補充することができる。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

第6章 会議

第12条 会議は、総会及び役員会とする。

第13条 定時総会は2年毎に1回、会長が招集し、本会の事業報告、収支決算及び会計監査の報告、事業計画案及び予算案並びに役員選出の議決を行う。

第14条 役員会は役員により構成し、必要に応じ会長が召集する。

第15条 総会、役員会は共に出席人員を以って成立し、その議決は出席人員の過半数を以って成立する。

第16条 弓道部部長並びに主将は総会及び役員会に出席できる。

第7章 会費及び会計

第17条

- 1 本会の会費は年会費とし、正会員1人当たり3,000円とする。但し、夫婦会員は2人で4,000円とする。
- 2 年会費は、毎年5月末日までに下記口座に振り込むこととする。

三菱東京UFJ銀行 草加支店
291 0178119
獨協大学弓友会 会長 大戸 進
ドツキヨウダイガクキユウユウカイ オオト ススム

ゆうちょ銀行
口座番号 00130-1-550290
獨協大学弓友会
ドツキヨウダイガクキユウユウカイ

- 3 年会費に代え、終身会費として30,000円を一括納入することができる。但し、夫婦会員は2人で40,000円とする。

第18条 本会に納入した会費は原則として返却しない。

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月末日に終わる。

第8章 補則

第20条 本会則の改定は総会の議決を要する。

附則

平成 元年11月 3日制定
平成24年 3月18日改定
平成26年 5月10日改定
平成28年 5月14日改定
平成30年 5月12日改定